

妊婦のための支援給付

妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型相談支援の充実とともに、妊婦の産前産後期間における心身の負担、経済的負担の軽減を図る経済的支援を実施します。

令和7年度からは、国の「妊婦支援給付金」が、妊娠届出時と出産後の2回支給されます。合わせて、市独自の支援として「妊婦支援ポイント」を翠ペイポイントで贈呈いたします。

妊産婦健康診査や受診のための交通費、また出産や育児に係る様々な費用の助成として給付するものであり、安心して出産・子育てができるよう応援しています。

伴走型相談支援

■面談実施のタイミング

①妊娠届出時

②妊娠7～8か月頃 (アンケートに回答、希望者は面談)

③2か月児訪問頃



経済的支援

■妊婦支援給付金（1回目）

妊婦1人あたり

- ・国の給付金 5万円
- ・翠ペイ 5万ポイント
(有効期間 180 日間)



■妊婦支援給付金（2回目）

胎児1人あたり

- ・国の給付金 5万円
- ・翠ペイ 5万ポイント
(有効期間 180 日間)



支援の流れ

